



## 契 約 書

令和 8 年度裁判所職員採用試験広報用パンフレット及び同ポスターの企画（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者パトンプロダクツ株式会社とは、次の条項及び別添仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、内容等）

第 1 条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 名称

令和 8 年度裁判所職員採用試験広報用パンフレット及び同ポスターの企画

(2) 内容

別添仕様書のとおり

なお、受注者は、発注者に対し、企画招請手続に際して受注者が提出した企画書記載の各提案内容についても、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

(3) 契約金額

金 3, 5 1 0, 0 3 1 円（うち消費税及び地方消費税額 金 3 1 9, 0 9 3 円）

（成果物の納入期限及び場所）

第 2 条 成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

(1) 納入期限 別添仕様書のとおり

(2) 納入場所 別添仕様書のとおり

（契約保証金）

第 3 条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 4 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 5 0 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 4 2 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第 5 条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督等）

第 6 条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理 立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（検査及び納入）

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受領した場合には、その受領した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合には、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(ただし、率適用は財務省告示の施行日による。)の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法(明治29年法律第89号)第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第3項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅延期間」という。)を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。
- 3 前項の場合、発注者は、第14条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自負担とする。

（契約不適合責任）

第12条 発注者は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

- 2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（秘密の保持）

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、発注者から交付された対象となる資料等の保管について十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（発注者の契約解除権）

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

- (4) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合
- (3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基

づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。  
（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）
- 第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- （属性要件に基づく契約解除）
- 第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4

号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。))、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損

害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物及び提出物（以下「成果物等」という。）の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和7年 6月18日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

染谷 武



受注者

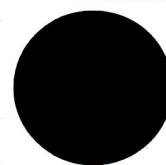
東京都豊島区高田三丁目42番10号

パトンプロダクツ株式会社

代表取締役

佐竹

誠



## 仕様書

### 1 件名

令和8年度裁判所職員採用試験広報用パンフレット及び同ポスターの企画

### 2 業務の内容等

#### (1) パンフレットのデザインの制作

##### ア 納入物

デザインデータ 一式

##### (ア) e p s形式又はa i形式データ（印刷用（印刷は別途調達予定））

発注者が指定する監督職員（以下「監督職員」という。）が選択したページについて、目次を作成し、ページ数を付した上で、e p s形式又はa i形式データ（文字部分のアウトライン化前のものでアウトライン化後のもの両方）を納品すること。

##### (イ) P D Fファイル（裁判所ホームページ掲載用）

パンフレットの記事ごとのP D F及び全てのページを一つのデータにまとめたP D Fを納品すること。

##### (ウ) P D Fファイル（プリント用）

発注者の指定する監督職員が選択したページについて、目次を作成しページ数を付した上、見開きごとのP D F及び選択した全てのページを一つのデータにまとめたP D Fを納品すること。

##### (エ) 裁判所ホームページバナー用データ

表紙については、裁判所ホームページのバナーとして使用するため、スマートフォン版（幅1600ピクセル、高さ682ピクセル）及びP C版（幅1600ピクセル、高さ400ピクセル）に対応するデザインデータ（J P E G等）を併せて納品すること。

##### (オ) P D F化される前の素材データ（キャッチコピーのロゴデータ、図表、

ページ装飾パーツのPNG等)

(カ) 撮影した写真画像すべてのデジタルデータ

なお、パンフレットに使用した写真は、他の撮影写真とフォルダを分けるなどして区別し、かつ、各画像の縦横比にばらつきが生じないように努めること。

イ 規格

デザインデータの画質は、一部のページを除きA4横型パンフレットとして印刷（別途調達予定）するため、A4判相当サイズの印画に対応するものとする。

ウ 総ページ数

左開き横向き36ページ（表紙及び裏表紙を含む。）

エ レイアウトデザイン

全てのページを受注者において作成する。

レイアウトデザインについては、表紙及び裏表紙は別紙第1、表紙見開きは別紙第2、裁判所事務官を紹介するページは別紙第3に基づくものとし、その他のページについては受注者において撮影した写真や発注者において用意する写真や原稿を素材として、別紙第1、別紙第2及び別紙第3のデザインに準じたレイアウトデザインを作成する。

なお、表紙、表紙見開き、裁判所事務官を紹介するページ及び裏表紙について、デザインのキャッチコピーやレイアウト等について、校正等の段階で、発注者側から修正の指示をすることがある。

オ 写真撮影

パンフレットに掲載する写真のうち、監督職員の指定する写真の撮影を受注者において行う。

(ア) 撮影日時

受注者と調整の上、監督職員が別途指定する。なお、撮影は裁判所開庁日の1日のうち、午前9時から午後5時（午後0時15分から午後1時を除く）までの間に行い、撮影時間及びセッティングの時間を含めた拘束

時間を4時間程度、撮影時間は3時間程度を予定している。

(イ) 撮影場所

- a 最高裁判所（東京都千代田区隼町4-2）
- b 東京高等裁判所（東京都千代田区霞が関1-1-4）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- c 大阪高等裁判所（大阪府大阪市北区西天満2-1-10）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- d 名古屋高等裁判所（愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- e 広島高等裁判所（広島県広島市中区上八丁堀2-4-3）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- f 福岡高等裁判所（福岡県福岡市中央区六本松4-2-4）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- g 仙台高等裁判所（宮城県仙台市青葉区片平1-6-1）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- h 札幌高等裁判所（北海道札幌市中央区大通西1-1）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- i 高松高等裁判所（香川県高松市丸の内1-3-6）又は同管内の地方・家庭裁判所の本庁所在地
- j 裁判所職員総合研修所（埼玉県和光市南2-3-5）

(ウ) その他

- a 写真撮影に必要な機材等は、すべて受注者が準備し、持参する。
- b 写真撮影に関して受注者に発生した旅費、通信費、雑費その他一切の費用は、すべて受注者の負担とし、別途発注者に対して請求しないものとする。
- c 必要に応じて一部加工処理を行うこと。

(2) ポスターのデザインの制作

ア 納入物

デザインデータ 一式

デザインデータはe p s形式又はa i形式とし、文字部分のアウトライン化前のものでアウトライン化後のもの両方を納品すること。

#### イ 規格

デザインデータは、ポスターとして印刷（別途調達予定）するため、画質はB 2判、A 3判及びA 4判相当サイズの印画に対応するものとする。

#### ウ レイアウトデザイン

レイアウトデザインについては、別紙第4に基づき作成する。

なお、デザインのキャッチコピーやレイアウト等について、校正等の段階で、発注者側から修正の指示をすることがある。

ただし、試験情報については、発注者側で文字を修正することがある。

### 3 納入期限及び場所

- (1) 納入期限 令和7年10月9日（木）
- (2) 納入場所 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

### 4 注意事項等

- (1) 原稿作成及び校正等のスケジュールについては、発注者と調整の上、その遵守に努めること。
- (2) 原稿の差替え、追加及び修正等の作業については、発注者の指示に基づき、速やかに対応すること。また、各段階の校正原稿を提出する際には、受注者は、誤字、脱字及び図表等が正しく転載されているかを必ず確認すること。
- (3) 発注者が使用しているOA環境では、文字表示・出力は、基本的にJIS X 0213-2004の規格によっている。よって、発注者が交付するデータを、受注者が使用する場合には、文字によっては異なる字体で出力されることを前提として取扱い、校正等は書面で行うことを原則とすること。
- (4) 発注者、受注者共に、PDFファイルについては、必ずフォントを埋め込むか画像データで構成するものを使用すること。
- (5) アドビ・イラストレーター等のグラフィック・アプリケーションを使用して作成するファイルについても、アウトライン化やラスターライズ等を行った後に

提出をすること。

- (6) 成果物の納入の際には、落丁及び乱丁等がないことを必ず確認すること。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び本件業務について疑義が生じた場合は、双方で協議する。
- (8) デザインの素材については、オリジナルで独占使用权のあるものを使用する。また、レンタルポジの使用は認めない。
- (9) 本件パンフレット及びポスターのデザイン（撮影した写真画像のデジタルデータを含む。）の著作権については、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含め、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、著作者人格権を行使せず、受注者においてキャラクター等の画像データ等を保有する場合には、発注者からの求めに応じて提供するものとする。
- (10) 受注者は、成果物等の発注者に提出する電子データに対して最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。

